

# 総務委員会記録

令和6年12月17日開催

- 1 日 時 令和6年12月17日（火）9：56～14：16
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 福谷委員長 武田副委員長  
荒谷委員 山崎委員 星加委員 広浦委員 水谷委員  
住友進一委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 湯浅議長 佐々木副議長
- 6 傍聴議員 横田議員 渡部議員 住友利広議員 喜多議員  
福島議員 西川議員 下川議員 橋本議員  
藤本議員 久米議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監  
篠原政策監 吉積企画部長 幸泉総務部長  
中川危機管理部長 小坂会計管理者 川端消防長  
小西消防次長 田中消防本部参事 小杉消防署長  
数藤企画部参事 横手秘書広報課長 安富人事課長  
七條企画政策課長 田中 DX 推進課長 長谷総務課長  
山崎財政課長 石山危機管理課長 清水税務課長  
岐会計課長 杉本監査事務局長 六浦情報管制課長  
武田予防課長 桑田第二消防課長  
喜多選挙管理委員会事務局長
- 8 事務局 佐坂議会事務局長 近藤議事課長 玉木課長補佐  
平瀬課長補佐
- 9 傍聴者 3名
- 10 記者席 1名

## 【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 6

福谷委員長     ただいまから総務委員会を開催いたします。本日、欠席、遅刻の連絡はありません。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。少し、会場の雰囲気が変わっていると思いますが、試験的に、議会改革というふうなことで委員会もモニターを入れて市民の皆様に報告をしようということがあります。ですから、今後、一番最初に立つのは委員長と理事者の市長ということで、あとは全て着座ということになるようであります。試験的な運用ですけれども、御協力をお願いしたいと思います。それと、常々考えていることは、やはり用心というか、今年の当初には能登に地震が起こった。そのあと九州でも起こったと。何をしたか。何もしなかった。これが大体、大きな予想できる内容です。しかし、何か備えておかないと、いざというときには大変であると、そういうふうなことで、今後もそれぞれが防災・減災に努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、理事者を代表して岩佐市長に御挨拶をお願いいたします。岩佐市長。

岩佐 市長     おはようございます。本日は総務委員会を開催をさせていただきまして、誠にありがとうございます。また、今議会におきまして新たに選任されました福谷委員長さん、また武田副委員長さん、また委員の皆様におかれましては、本委員会におきまして十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例の制定案が1件、条例の一部改正案1件、条例の廃止案1件、令和6年度一般会計補正予算1件、阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の変更について1件、財産の譲与について2件、財産の無償貸付について3件の計10件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

福谷委員長     ありがとうございました。福谷、武田で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本委員会に付託されております案件は、市長提案議案10件及び陳情1件の審査であります。本日の総務委員会は、令和7年3月定例会から開始する委員会ライブ配信のカメラワークテストを行います。理事者の方におかれましては、自己紹介、議案の説明及び答弁を試験的に着座のままで実施します。よろしくお願いいたします。一般質問についても同様にを行います。委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、議案の審議に入ります。

---

### 第1号議案 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の制定について

---

福谷委員長     『第1号議案 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の制

定について』を議題とします。理事者の説明を求めます。安富人事課長。

【理事者説明 安富 人事課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 おはようございます。この第1号議案につきましては、代表質問、一般質問を通じてたくさんの方が質問をされております。いろんな方が、その部分だけ切り抜いたようなかたちで質問をしておりますので、ちょっと整理をしたらどうかなと思いますので、重なるところもありますけれども質問をしていきたいと思います。

まず1点目は、説明があったかと思いますが、第三者調査特別委員会の必要性和調査事項について伺いをいたします。

2番目に、第三者調査委員会のメンバーが3名ということになっておりますけれども、多ければいいというものではないとは思いますが、3名で少ないのではないかなと思うので、この3名にした経緯等あればお教えいただきたいと思います。

次に、想定される調査に協力していただく調査対象者について伺いをいたします。

4番目が、委員会設置から答申、公開までのスケジュールをお教えいただきたいと思います。

5番目といたしまして、超長期債券、15年以上を購入しておるわけですが、たくさん購入しておりますけれども、その運用利息と売却益とその合計を、令和2年、3年、4年、年度ごとにお教えいただきたいと思います。以上です。

福谷委員長 理事者の答弁をお願いいたします。安富人事課長。

安富 課長 住友進一委員さんの御質問に、順を追って、人事課に関する部分について御答弁させていただきます。

一つ目の第三者調査委員会の必要性和調査事項についてということですが、委員会の必要性和しましては、外部の識者を加えた内部調査委員会で調査、検討した場合、一般的に、調査や答申の内容が不十分となってしまう懸念があるといわれております。それに対し、第三者調査委員会は組織から独立したものでなければならず、独立性や中立性を確保するために、利害関係のない者が委員となることとなっております。そうしたことから、今回の事案について最も公正、中立な立場から、予断、偏見を排して調査を実施し、原因を分析し、再発防止策等について提言できるのは、市長の附属機関としての第三者調査委員会であると判断したところでございます。

次に、第三者調査委員会の調査事項についてでございますが、本条例の第2条で所掌事務について規定しておりますとおり、事実関係の調査認定、原因背景の究明となっており、詳細な調査事項については委員会の中で決定されていくものと考えております。

次に、第三者調査委員はなぜ3名にしたのかという御質問についてでござ

ざいますが、日本弁護士連合会が平成22年7月に作成している企業が第三者調査委員会を設置する場合のガイドラインにおいて、委員数は3名以上を原則としていること、また、他の自治体で設置している第三者調査委員会を参考に委員の数を3名としたところでございます。

三つ目の、想定される調査に協力していただく対象者ということでございますが、これにつきましては、今後、第三者調査委員会の会議の中で、事実関係の調査に必要な事項として検討され、決定されていくものと考えておりますが、調査対象事案の内容から勘案した場合、現在保有している債券が購入された令和2年度から令和4年度にかけて、実際に債権を購入した当時の会計管理者や関係者が主な調査対象になるのではないかと想定をしております。

最後に、調査委員会設置から答申公開するまでのスケジュールについてでございますが、具体的な調査方法や調査対象、スケジュールについては第三者調査委員会の会議の中で決定していただくことになるかと存じますが、本市といたしましては、一つの目処として、令和7年1月中旬に第三者調査委員会を発足し、令和7年6月の答申を目指し、調査、御審議いただくよう御提案したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

福谷委員長      ありがとうございます。  
岐会計課長。

岐 課長          会計課、岐でございます。市が保有している超長期債券の令和2年度から4年度の運用利息等についてのお尋ねですが、令和2年度の運用利息、約2,165万円、売却益、約652万円、合計額、約2,817万円。令和3年度の運用利息、約3,493万円、売却益、約918万円、合計額、約4,411万円。令和4年度の運用利息、約7,365万円、売却益、約961万円、合計額、約8,327万円でございます。以上でお答えとさせていただきます。

福谷委員長      住友進一委員。

住友進一委員    答弁ありがとうございます。よく理解ができました。

そんな中で、調査に協力していただく対象者については委員会の中で決定するということでもありますけれども、私、考えますのに、一般家庭ではやっぱりお金が、余裕があれば短期、中期、長期とお金を分けて、余れば短期、中期でないところは長期の金利のいいところへ預けると、こういう考え方は当たり前と思うんですよね。そういう考え方からすると、今回、最後で答弁いただきましたけど、超長期で預けた債券の利息、これ、令和4年度については7,365万円の運用益があったというふうに、今、答弁いただきましたし、売却益っちゅうんはちょっとよく分からんのですけれども、従来からこうとった分を売ったということなので961万、合計で8,327万の利息が、運用益が出たということです。

単年度で考えると、やっぱりその部分だけを切り取ると、やっぱりいい投資でなかったかなというふうに、私は理解します。令和2年、3年っていう分についてはそれぞれ、そこまではいってないですけども、かなりの金額の運用益、売却益が出ておるということで、この部分については理解ができるかなというふうには思います。

ただ、今回みたいに、その家庭でいう短期、中期の分も含めて長期にぶっこんだという部分については、やはり計画性がなかったっていうふうに思われますので、その計画性っていう分が何でできなかったのかと。その辺をガバナンスするような組織になってなかったのかっていうところが問題でないかなっていうふうに思いますので、この第三者調査委員会でのその辺の部分を調査していただければありがたいなと思いますし。

要望ですけれども、調査するに当たっては、調査される側の立場、プライバシーとか人権、環境については十分配慮をいただいて、調査に臨んでいただきたいなというふうに思いますので、これは要望ですので、よろしく願いいたします。

この議案については、私は賛成といたします。以上です。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 なぜ多額の長期債券が購入されるのに至ったか、市民の疑問に答え、説明責任を果たすために明らかにしなければならないという考えのもと、質問させていただきます。いくつかありますので、一問一答でお願いできたらと思います。

まず、言葉の定義を確認させてください。この条例案における基金運用の定義をお願いいたします。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 水谷委員さんの、基金運用の定義についての御質問にお答えいたします。

基金とは、地方自治法第241条第1項の規定により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられた財産のことで、その基金は同条第2項により、特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないと定められております。

今回の条例案における基金運用の定義は、阿南市一般会計が保有する31の基金を銀行、その他の金融機関への貯金や債券等の買入れ等により運用することを意味しております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

続きまして、2021年3月19日、日本弁護士連合会が公開している地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針をガイドラインにして阿南市基金運用に関する第三者調査委員会を設置、設置後の所掌事務が行われていくのでしょうか。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 水谷委員さんの御質問にお答えいたします。

日本弁護士連合会が策定した指針を参考にしながら調査の詳しい項目、スケジュール等については、今後、第三者調査委員会の中で決定していくこととなると考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針をもとに調査が進められるということが分かりました。

では次に、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針には、対象事案、調査の範囲を明確にすることが望ましいとあるので確認させて下さい。対象事案は超長期債券になるかと思いますが、いつからいつまでの間に購入した債券を対象にするのか。調査範囲となる超長期債券の購入期間と対象債権金額の総額を教えてください。

福谷委員長 委員長から申し上げます。そちらのほうで手を挙げていただかないと指名できません。ですからきちんと挙手をしてくださいね。  
小休します。

---

小 休 10：21～10：23

---

福谷委員長 再開いたします。  
安富人事課長。

安富 課長 水谷委員さんの、今回の調査対象となる長期債券はいつからいつまで購入したものでいくらかなのかという御質問と、調査対象の範囲という御質問だったかと思います。それについてお答えさせていただきます。

事案の調査対象につきましては、第三者調査委員会の中で検討し、決定されていくものであると考えておりますが、令和2年度から令和4年度にかけて購入された債券が対象になってくるのではないかと想定をしております。

続いて、令和2年度から4年度にかけて購入された債券の金額ですが、3年間で91.3億円ということでございます。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

問題になっている令和2年度から4年度に購入された阿南市の長期債券ですが、今、お答えいただいたように、現在、阿南市が保有している長期債券は約91億円かと思えます。このうち、条例案に記載されている、満期までが10年を超える超長期債券は約81億円かと思っております。令和2年度から4年度に購入した長期債券には、既に売却済みのものもあり、会派の議員が情報公開で入手しました資料をまとめてみますと、この令和2年度から令和4年度に購入した長期債券の累積総額は約174億円。10年を超える超長期債券の累積総額は152億円でありました。すいません。これ、ちょっと私、個人で計算したので、正確かどうかはまた確認していただければと思います。

また、売却された債券の中には、購入から売却までの期間が2カ月から4カ月、最短では2日という比較的短期で売買されたものもあったようです。先ほど、住友進一委員さんの質問と御答弁にもありましたが、短期で

売買された、今後立ち上がる第三者調査委員会で調査範囲が決められるということですが、どの長期債券を対象にするのかっていうのはしっかり調査委員会の中で議論していただくため、市から必要な情報提供は十分お願いしたいと思います。

続きまして質問、よろしいでしょうか。

福谷委員長     はい、どうぞ。

水谷 委員     次、条例案には、超長期債券の購入について、公正及び中立の立場から関係法令等を踏まえ、事実関係の調査及び認定。法令関係を踏まえとありますが、具体的に関係法令等とは何を想定されていますか。教えてください。

福谷委員長     安富人事課長。

安富 課長     水谷委員さんの、条例第1条に規定する関係法令について御答弁させていただきます。

各分野の専門家で構成される第三者調査委員会でどのような調査をされるかに応じて関係法令も変わってくるかと思われませんが、基金運用に関する事案という性質上、地方自治法、地方財政法等が考えられるのではないかと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長     水谷委員。

水谷 委員     ありがとうございます。地方自治法や地方財政法は法律なので、逸脱した場合は適法ではないと判断できるかと思います。恐らく阿南市債権運用指針というものを阿南市も持っていますので、こちらも考慮に入れられるのではないかなと考えていますが、運用指針は内部規約になっています。内部規約は法的拘束力はないので、では、法律の範囲内だけれども運用指針に反していると事実認定された場合、適法かつ適正の判断が第三者調査委員会でどのような判断になるのか、ちょっと注目していきたいと思います。

続けて、市長に答申があった後は、議会や市民に対してどのように御報告いただけるのでしょうか。お願いします。

福谷委員長     安富人事課長。

安富 課長     水谷委員さんの御質問にお答えいたします。

透明性を確保した調査を行うという観点からも、条例案では委員長は必要に応じて会議の内容を公表できる旨を規定しています。このことから、調査委員会における会議の中で公表できる事項や公表方法についても御審議いただくことになります。その御意向や御報告を踏まえたうえで、可能な限り迅速かつ積極的に市民や議員の皆様へ周知してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長     水谷委員。

水谷 委員      ありがとうございます。

地方公共団体における第三者委員会調査等指針には、証拠に基づいて時事関係を把握、認定と記載されております。認定するに至った証拠も併せて、全て御報告いただけるのでしょうか。答申書のみが報告されるのか、証拠や議事録も含めて、全て報告されるのか、今のお考えをお教えてください。

福谷委員長      安富人事課長。

安富 課長      水谷委員さんの御質問にお答えします。

証拠書類の開示についてでございますが、委員会において収集した資料や作成した調書、報告書等の文書につきましては、調査委員会としての事務が終わるまで委員会が保管することとしており、作成する文書や議事録等の取り扱いについては調査委員会におきまして御審議をいただく予定であります。

また、答申後、一連の文書が本市に移管されたあとにつきましては、本市の情報公開条例等、関係法令に照らして適切に対応してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長      水谷委員。

水谷 委員      阿南市のほうに書類が移管された場合は情報公開条例を守ったうえで、適切に情報公開していただく旨で了解いたしました。

次の質問です。西川議員の一般質問において、引継書のデータ紛失という話が出ておりました。第三者調査委員会で調査していく中、本来ならばあって然るべき書類が紛失していると確認された場合は、デジタル調査は行われるのでしょうか。地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針には書かれていませんが、2010年に日本弁護士連合会が公開している企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインには、デジタル調査の専門家に調査への参加を求めるべきであるとあります。現時点でのデジタル調査の必要性についてどのようにお考えか、教えてください。

福谷委員長      安富人事課長。

安富 課長      デジタル調査の必要性についての御質問にお答えさせていただきます。

デジタル調査の必要性につきましても、先ほどの答申以外の書類と同様に、委員会の中で御審議いただく事項であると考えております。また、デジタル調査を行った際のデジタル証拠の開示につきましても、委員会の中で検討及び決定をしていただき、答申後につきましては、本市の情報公開条例等に照らして適切に対応したいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長      水谷委員。

水谷 委員      ありがとうございました。

地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針には、第三者調査委員会による調査は適法かつ適正な行政の執行を確保するために行われるも

のであり、第三者調査委員会の趣旨、目的を離れて民事上、刑事上の責任の有無、または所在を追及すること自体を目的とするものではないと記載されております。今回の第三者調査委員会の目的と所掌事務は、超長期債券が購入された事案に関する事務の処理等について、条例に記載されているとおり、一、事実関係の調査及び認定、二、原因及び背景の究明、三、基金運用の在り方の提言の検討、四、前3号に掲げるもののほか、委員会が調査審議に必要と認めるもの。この四つの結果を市長に答申するというところでよろしいでしょうか。

福谷委員等 安富人事課長。

安富 課長 水谷委員さんの御質問にお答えします。  
本条例第2条で規定する内容についての答申となります。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。  
では、その答申結果をもとに、明らかになった事実に対して、今後、岩佐市長が何らかの判断を下す、何らかの対応をされるという認識でよいのでしょうか。

福谷委員等 安富人事課長。

安富 課長 水谷委員さんの御質問にお答えさせていただきます。  
第三者調査委員会から市長への答申内容については、本市としましては、即時に公開してまいる予定であり、本議会でお答えしておりますとおり、市長の都合で答申内容を秘匿することはございません。第三者調査委員会では、事実関係の調査及び認定、原因究明を行うとともに、基金運用の在り方についても御提言いただくこととなっております。第三者調査委員会からの答申を受け、調査結果をもとに、今後の基金運用方針について改めて検討し、市民の皆様への説明責任を丁寧に果たすとともに、過剰な債券保有の状態が二度と起こらないよう、再発防止の徹底に迅速につなげてまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございました。決して、民間人である第三者調査委員会の委員になれる方々が政治的判断を迫られることがないように要望しておきます。

では、最後です。今までの質問から、この第三者調査委員会が公正中立な立場から、関係法令を踏まえて条例に書かれた目的のために、四つの事務の行うことがよく分かりました。今回の調査は、令和2年度から令和4年度に購入した超長期債券になるようです。令和5年度が始まった段階では、阿南市の財政状況は問題視されていませんでした。

令和6年度6月定例会における幸坂議員の一般質問に対し、平井副市長は、本市の財政状況につきましては、最新統計データでございます令和4

年度決算ベースにより、歳入、歳出両面から本市における財政構造の強みを中心に申し上げたいと存じます。このように、本市の財政構造は客観的指標からも健全な状況であり、広く評価されるべきものと考えておりますと御答弁されております。令和4年度決算時点では、今、問題になっている超長期債券の購入は終わっております。平井副市長が、令和6年6月定例会において、令和4年度の決算ベースで本市の財政構造は客観的指標からも健全な状況であり、広く評価されるべきものと考えておりますと御答弁されてから、令和6年10月23日付の地元新聞、大変厳しい現実だと認識しているという岩佐市長のコメントまでの間に、令和5年度の予算執行が終わり、令和6年度の予算が執行中であります。令和5年度と令和6年度の財政支出を調査することなく、今回の第三者調査委員会の報告だけで、阿南市の財政悪化を結びつけることはできないと思いますが、第三者調査委員会で明らかになる超長期債券の購入にかかわる報告と、現在の阿南市の財政状況に因果関係があるとして結びつけるのでしょうか。

気になるところではございますが、今の質問に関しては議案を超えていると思いますので、一意見として、また別の機会に質問させていただきます。

第1号議案については、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針に基づいて公正、公平に行われるかと思いますので賛成いたします。以上です。

福谷委員長      ほかに、山崎委員。

山崎 委員      この議案については賛成の立場で要望させていただきます。

この債券の問題については、運用の仕方を調査する。そして将来、こういうことが起こらないためにきちんとした方針を決めるというのが目的だと、私は思っております。そのために事実関係を、その当時にさかのぼって調べるという意味で、私は重要である。

特に、私自身が感じるのは、限度額だと思うんです。基金の中には財政調整基金みたいに、いわゆる財政と直結する、事業を行えば財政調整基金は減る。事業をしなかった基金は貯まりますよ。そういう関係の、私は財政調整基金はそう感じます。ということは、基金の運用だけでなく、その運用については財政当局と常に協議があったものと私は思います。

そして、その中で、仮に普通民間企業、運用しているところ、多々ありますよ。上場企業であつたら株式の購入だって、取引上、相手の会社の株式を購入したり、そういうふうに運用しますよ。やっぱり、そこには各企業、限度額を持ってると思うんです。自分くの財政状況の中で、ここまでは運用してよろしい。それ以外は商売でもうけましょう。どの企業もね、自分の財政規模に応じた中で、ここまでは運用資金というやり方、商売でもうからんのやったら基金でもうけましょうと、債券でもうけましょうと、そういう努力を、民間企業はやってます。その中には限度額をもうけてある。

仮に100億を運用できるお金があるとするならば、商売も含めてですよ。その中に、私は本業に使うのが本来のお金ですけども、本業以外で運用するときには何十億。やっぱり取締役会とかね、そういうところで企業はこれぐらいの金額までしか運用したら、限度額というものを設定しているはずですよ。自由に何ぼでも買いますよと、それ、企業であつたらあり得

ない。

今回のケースは、100億だったら2、3割というのが何か自治体の中で出とるようです。各企業だって、例えば、例で申し上げたらいかんけども、もう生命保険会社なんてのは全部運用してますよ。お金の、生命保険、現金で預かるやつを金融資産で運用してますから、それでもやっぱり債券は何ぼ、ほかの貸付金で何ぼという限度額は設けてますので、私はやっぱりそういう指針を決めるためにも、この委員会の中でそういう、調査委員会の中で調べていただいて、方向性を示していただきたい。

そうしないとですね、そんな限度額もなしに何ぼでも買えるやいうん、私、それ認めとること自体が、当時の執行部、私は間違いだと。そんなん、担当者が「こうてもよろしい」という認識の以前ですよ。限度額設けてないところは、やっぱり債券運用認めたんだったら、限度額何ぼと、私は決めるべきだったと。それがぬかってる。それだけに、その点についての調査をしっかりとっていただいて、今後のために、阿南市だったらここまでの金額は債券運用してよろしいという方針を、早く示していただきたい。これが1点。

それともう一つ。私、市の職員の方々も、異動によってそのポジションに、担当課の職員になります。特に最近、同じ部署に何年もおったらいけませんよと、国も始めて、県もそうですし、市もそうですよ。同じところに何年も勤務するのはだめですよっていう方向性があります。早く人事異動して、各部署へ行きなさいということがありますが、あまりにも短期ですと、こういう債券なんて、最もいい例ですよ。やっぱり実務こなしてきた人がやっていかないと、運用できるもんでないです。損が発生するんですから。

それだけに、その当時の、私、職員の異動の方針も調べていただきたい。そんな、会計管理者だけが1年ごとに、最近、異動見てください。1年ごとに変わってますよ。それで、あんな約100億円ぐらいの債券、購入がね、させていいのかどうか。私は人事がおかしいと思ってます。職員異動、そういう意味からも、やっぱり考えていただきたい。これは願いです。そういう意味でないと、やっぱり専門性というものが、やっぱり市の職員だってあるわけですよ。それが大事だと、私は思います。この2点だけ申し上げて、調査していただくようお願いしたいと思います。以上です。

福谷委員長      では、要望ということで理事者のほうに。ありがとうございます。  
ほかに質疑、広浦委員。

広浦 委員      第三者調査委員会が設置されて運用されていくと、大体、どれぐらいの費用がかかるのでしょうか。総額なり、内訳を教えてください。

福谷委員長      安富人事課長。

安富 課長      広浦委員さんの御質問にお答えいたします。  
調査の方法等によって費用は変わってくるかと思いますが、今回の補正予算で計上させていただいておりますとおり、委員報酬については今年度分で93万円、旅費については2万1,000円、通信運搬にかかる費用として1万円を計上しております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 総額で、じゃあ93万円ということなんですか。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 今年度の補正予算で計上しておりますとおり、第三者調査委員会に係る経費といたしまして96万1,000円、計上しております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 今年度が96万1,000円で、また来年度になればもう少しかかるというようなことだと認識しました。以上です。

福谷委員長 ありがとうございます。  
ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 株とか金融商品の運用については、基本的に初心者向けの本にでも余裕資金でしましうって、まず書いてあります。生活にすぐ使うあてのあるようなお金は使わないようにしましう、ちゃんと置いとしましうっていうことが、もう基本のキだと思っていたので、この超長期債券とかの購入比率っていうんですかね、は問題だなと。ということで現在、第三者調査委員会での調査ということになっていると思うのですが、改めて市の見解を確認しますが、市の財政にとって余裕資金を超えて問題であるという認識、ありますでしょうか。

それと含み損というものについて、18億とか報道とかにもあったりしますが、ちょっと古い時期、時間がたっていると思います、7月頃ですか。現在の含み損というものがいくらになっているのか、分かりましたら教えてください。

福谷委員長 現在のっていうのは、分かる時点でいいですね。平井副市長。

平井副市長 副市長の平井でございます。まず、失礼します。問題の認識のところでございます。やはりこの問題、事案の課題の核心のところは、債券保有のうち超長期債券の保有の率があまりにも高いんでないか、過剰に超長期債券を保有しすぎているということだと認識しております。

令和4年度末時点におきましても、これは議会の御論議の中で次々と明らかにしていただいたところでございますけれども、令和4年度末時点におきましても、この15年もの以上の額が88億ございまして、債券の中の、債権総額に対する比率としてはもう78%に、既に達しておりました。令和5年度末には債券91.3億になったところでございますけれども、そのうち78.5億が15年もの以上ということで、その率は約86%でございます。

これが現在まで続いている状況でございまして、先ほどもお話ございましたけれども、債券、計画を立てて上限を持って適正に運営、運用すればいいわけでございますが、やはりこの超長期債券の保有の状況、非常に過

剰になってるのではないかと。この状況、好ましいといえる方はお一人もいないんでないかというように、私どもも認識をいたしております。

そのためにも、これは、この教訓は、市もそうでございますけれども、市民の皆様にも知っていただいて、大切な教訓として今後に必ず活かしていくんだということで、今回の第三者調査委員会、公平、公正で中立のお立場から、なぜここまで買い進められたのか。その際の市としてのチェック機能、ガバナンス機能はどうだったのか。そこをしっかりと調べていただいて、それを詳らかにさせていただくことで、もうしっかりと次の世代に、もうこういうことはないようにしていただきたい、していかなければいけない、そのように認識をいたしているところであります。

それと、もう1点御質問いただきました。これまで、購入価格と評価額の関係でございますけれども、91.3億、今、購入価格ベースとしては保有しておりますけれども、評価損、7月末時点で約18億ということで、これまで申し上げてきておりました。11月30日現在の評価損益が、同様に18億飛んで約200万、評価損18億200万という状況でございます。以上でございます。

福谷委員長      ありがとうございます。佐々木委員さん、いいですか。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長      質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長      御異議なしと認めます。よって、『第1号議案 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の制定について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

---

## 第 2 号 議 案      阿 南 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

---

福谷委員長      次に『第2号議案 阿南市税条例の一部改正について』を議題とします。  
理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第2号議案 阿南市税条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

福谷委員長 ここで議事進行上、15分の休憩をいたします。

---

休 憩 10:57～11:12

---

福谷委員長 では、再開をいたします。

---

第3号議案 阿南市情報通信基盤施設条例の廃止について

---

福谷委員長 次に『第3号議案 阿南市情報通信基盤施設条例の廃止について』を議題とします。理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。ただいま、御説明をいただきました。議案質疑につきましては通告をさせていただいておりますので、通告をしたとおりに質問させていただきます。

この、ケーブルテレビを作るときですね、情報通信基盤施設を作られるときは市の負担とかがあったと思うんですが、総事業費がいくらであったか、市の負担がいくらであったか、補助金メニューはどうであったかという金額の内訳についてお伺いをさせていただきます。

それで次の質問、なぜ2社に譲渡することになったかっていう経緯につきましては、今、詳しく御説明をいただきましたので、その点については結構でございます。

次に、今後、機器の更新は民間の事業で行っていくのか、譲渡したあとではですね。

それと、その民間移行後、サービスが変わることはないのか、サービスの低下はないのかということですね。それについて。

それと、今後、2社の経営が不振となり、サービス提供が困難となった場合はどうなるのかということです。

それと、最後の質問ですが、無償貸付の期間が5年間とした理由は、また、5年後は契約延長していくお考えか。以上のことについてお尋ねをさせていただきます。

福谷委員長      七條企画政策課長。

七條 課長      星加委員の御質問に順を追って御答弁させていただきます。

まず一つ目の、総事業費と補助金のメニュー、金額の内訳でございますが、総事業費は11億6,767万4,550円です。補助メニューといたしまして、平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金を活用しております。補助金の額は3分の1の補助で、3億2,136万2,000円でございます。そのほかは辺地債、地域活性化事業債、合併特例債等を使っております。

続きまして、今後、機器の更新は民間事業で行うのか、費用はどれくらいかとの御質問ですが、民間移行後、事業者が速やかに順次、機器更新を行うことで合意しております。大体の更新費用は、定価ベースで約8億円で見積もりをしておるところでございます。

続いて、民間移行後、サービスが変わることはないかとの御質問ですが、先ほども説明させていただきましたが、あなん広報7月号で住民の皆様に周知しておりますが、市内民設エリアと公設エリア同一料金、同一サービスを継続していきます。原材料価格高騰など、社会情勢の急激な変化がなく、提供サービスの拡充による場合を除いて5年間は料金の引き上げは行わないとしております。

あと、自主放送の拡充というのも広報にしておるんですけれども、自主放送については、アナログ放送を終了し、デジタルでそれぞれのエリアにおいて各事業者の自主放送が流れることとしております。

あと、他チャンネルのデジタル化に伴う一時的な視聴不能時期が発生するんですが、これも含めて来年の2月号、3月号の広報で周知をさせてもらうほか、ケーブルテレビ会社からも個別に、利用者の方への案内もする予定と聞いております。

続いての質問で、今後2社の内、いずれか1社が経営不振となり、サービスの提供が困難となった場合ですが、事業を廃止する場合は、優先的にもう1社の方と交渉することを契約書に明記する予定としております。

最後に無償貸付の期間が5年間とした理由なんですが、これは阿南市公有財産規則27条に基づきまして、建物の貸付期間の最長が5年間となっておりますので、サブセンターの建て替え等を考慮し、建物と土地を統一して5年としております。5年後は、必要に応じて契約更新をしていく予定としております。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。よく分かりました。この廃止条例につきましては賛成でございます。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 すいません。質問いたします。

今、星加さんからあった移行後のサービスの低下のところにもしかしたら含まれているかもしれないんですけども、移行してから阿南市の災害情報、何か緊急的なものがあったらケーブルテレビ、L字になって災害情報をお伝えしております。それが市とケーブルテレビの連携によるものだと思います。その点はどうなるのでしょうか。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 広浦委員の災害時の放送なんですけど、現在と変わらず続けていく予定でございます。以上、答弁とします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 最後の質問です。議会中継などは今後と変わらないのでしょうか。

福谷委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 広浦委員の質問にお答えします。

今の放送内容は基本的には変わらずしていく予定ですが、また2社とも協議はしていきますが、議会放送も中継していく予定ではあります。以上、御答弁とします。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 分かりました。以上です。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第3号議案 阿南市情報通信基盤施設条例の廃止について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

---

第4号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について（関係部分）

---

福谷委員長 それでは『第4号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第4号）について』のうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第4号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。荒谷委員。

荒谷 委員 それでは質問させていただきます。  
歳出で、関係人口創出事業費、15ページかな。私、紙ベースでいって  
ますのでね。タブレットはどこかに入っていると思います。よろしいですか。  
それでは、非常にこれ、ふるさと納税っていう寄付額が増えているのかな  
と、去年に比べて非常に増えているような金額でございますが、職員のい  
ろいろな努力の賜物ではないかと感じておるところでございますが、今年  
度のふるさと納税の寄付額の状況、そしてまた去年に比べてどのぐらいの  
推移をしているのか、まずもってお尋ねをいたしたいと思います。

福谷委員長 数藤参事、ふるさと未来課長

数藤 参事 ふるさと未来課、数藤でございます。  
ふるさと納税の寄付額の状況についての御質問でございますが、昨日、  
12月16日現在の、申込みベースで3万4,563件で、5億8,0  
67万円の寄付額となっております。昨年度の12月16日、同日現在の  
寄付額は2万1,956件で、3億5,305万3,000円でございますので、昨年度の1.6倍を超える御寄附をいただいております。以上、  
御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。非常に増えておるということで、この増え方が  
どういうふうな職員の努力をされたのか。それとも返礼の品ですね、それ  
もどのような幅広くされているのか。魅力的な品物ということで増えている  
部分もあると思うんですけれども、さとふるとか、楽天ですかね。それ  
と、貴乃花が言っている。

福谷委員長 ふるなび。

荒谷 委員 何だったっけ。

福谷委員長 ふるなび。

荒谷 委員 ふるなびかな、そういうふうな宣伝効果というか、そういったことも非常に多いかと思うんですけども、やはり阿南市の産業ということで、阿南市の魅力的な物品を皆様方が利用されているということも大いにあるかと思いますが、そういったことも含めて増えている理由ですね、そのことをちょっとお尋ねいたしたいと考えております。

福谷委員長 数藤参事、ふるさと未来課長。

数藤 参事 今年度のふるさと納税の寄付額が増えた理由についての御質問でございますが、令和5年度まではふるさと納税のポータルサイトがさとふる、楽天、ふるさとチョイスの3社で運用しておりましたが、令和6年6月からは新たにふるなびを導入しており、その4社でふるさと納税市場全体の90%以上の実績があるといわれていることから、その上積みがあったということと、生活必需品を中心とした、物価高騰により生活防衛意識が高まったことや、台風や地震の発生に伴い、防災に対する備蓄需要が例年以上に増えたことなどで、本市の返礼品の多くを占めております紙製品を求める寄付者の方が増加したということが、寄付額が伸びた主な理由ではないかと思われるところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。  
返礼の品なんですけれど、パーセンテージとして一番多いのはやはり紙製品かなと思うんですが、あとはどういうふうな形の返礼の品があるのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

福谷委員長 数藤参事、ふるさと未来課長。

数藤 参事 荒谷委員さんの、返礼品についての御質問に対しまして御答弁申し上げます。  
紙製品が、本市95%が紙製品の返礼品となっておりまして、あと、続く返礼品といいますと肉製品、豆腐などの食品加工製品が次に続くものとなっております。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。できるだけ多くのふるさと納税の方々が増えていくような、阿南市の魅力のある品物ということのをこれからも頑張っていただけたらと考えております。これも職員の非常な努力のたまものではないかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

福谷委員長 続いて、住友進一委員。

住友進一委員 1件、お願いします。24ページ、タブレットも同じ24ページの消防費の防災費で、手数料として121万円計上してましますけども、これの説明。多分、防災井戸だったっけ、井戸の登録制の分でないかなとは思いますが、その制度についても一緒に御説明をお願いします。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課、石山でございます。どうぞよろしくお願いします。

住友進一委員お尋ねの9款、防災対策費の11節、手数料につきまして、その全額が災害時の協力井戸（仮称）として指定する際の水質基準の確認のための検査費用として121万円を計上させていただいております。

災害時の協力井戸（仮称）につきましては、災害により断水が発生した際の生活用水を確保し、公衆衛生の維持を図ることを目的に実施するものでありますが、この水質検査では一般細菌や大腸菌をはじめとした12項目の一般飲料水水質検査を採用させていただきまして、より安全で、安心して井戸水を生活用水として御活用いただきたいと考えております。

なお、件数につきましては200件としておりまして、年明けの1月6日から指定の申し出を受け付ける予定で、作業を進めているところでございます。

なお、指定までの流れにつきまして簡単に説明をさせていただきます。まず今後、広報等でしっかりと案内する指定要件等を御確認いただきまして、書面に加えまして、電子申請サービスによる申し出を受け付けたいと考えて、準備をしているところでございます。その後、順次、当課職員によります現地調査、確認を行いました上で、水質基準の検査の検体を採取させていただきまして、検査機関におきまして一般飲料水水質検査、12項目を実施いたしまして、全ての要件を満たすことを確認した際に指定する旨の御通知と標識を交付する予定といたしております。

多くの方から申し出がいただけますように、指定申し出の受け付け開始まで、しっかりと広報等、周知を行ってまいりたいと考えております。以上、御答弁といたします。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。

1点だけ。その申請してから検査終わって登録までの間っていうのはどのぐらいの期間がかかるんでしょうか。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 現在、制度の設計の最終調整に入っております。まず、一旦受け付けまして、そこから地区別に計画的に御訪問させていただいて、調査を行っていく予定でございますが、県の補助を受けて実施するものでございますので、原則、来年1月から受付を開始して、3月末までには、令和6年度分、完結したいと考えております。お願いします。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございました。

福谷委員長 ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 井戸に関してなんですけども、この防災対策費に関してです。これは検査だけなんですよね。実はうちにも井戸があるんですが、使っていないんです、長いこと。これはもう水質の検査だけで、項目があって、それに合格したら認定をもらえるっていうだけで、例えば、いうたら掃除をするとか、そういうことにはまだ全然広がらないですよ。今あるやつを検査するだけですよね。確認です、すみません。

福谷委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 佐々木委員さん御質問の件でございますが、現在、お尋ねいただきました件につきましては水質検査のみを予定しております。既存の井戸の有効活用ということでございますので、まずは条件等を今後、周知してまいりますけれども、まずは使える、現在、利用可能で適切に管理されている井戸を条件といたす予定でございますので、御理解いただけたらと思います。

福谷委員長 適切に管理をお願いします。  
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 異議なしと認めます。よって、『第4号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第4号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
挙 手 採 決 ・ 原案のとおり可決

---

---

第9号議案 阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の変更について

---

福谷委員長 次に『第9号議案 阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図る

ための基本構想の変更について』を議題とします。理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ありますか。星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

ただいま、御説明をいただきました。それで、第7章が新たな計画に共通の政策として入ったと、今、お伺いをいたしました。そこで、基本政策と共通政策の関係という第2のところでございますが、防災、子育て、脱炭素社会への貢献にもつながることを認識し、取り組んでいくこととしますと。例えば、阿南で子育てをしようと考えたと、保育整備や子ども医療といった直接的な支援はもとよりということが書かれておりますが、何より次に、災害に強い安全な住環境が必要でありますと書かれております。

今後、この計画を推進していく上において、私、9月に質問いたしましたが、一般質問でございますが、保育所が、津波が被るとするような場所が非常に多いということを、私自身、認識をいたしております。子どもが、地震が起きて、そのあとの津波ということを考えますと、やはり、この子育てをしようと考えるときに災害っていうのは、強いまちでなければいけないと思いますので、今後、この共通政策のところをしっかりと政策で活かしていただきたいということをお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

福谷委員長 要望でよろしいですかね。  
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第9号議案 阿南市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の変更について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

第 1 3 号 議 案 財 産 の 譲 与 に つ い て

---

第 1 4 号 議 案 財 産 の 譲 与 に つ い て

---

第 1 5 号 議 案 財 産 の 無 償 貸 付 に つ い て

---

第 1 6 号 議 案 財 産 の 無 償 貸 付 に つ い て

---

第 1 7 号 議 案 財 産 の 無 償 貸 付 に つ い て

---

福谷委員長 次に『第13号議案 財産の譲与について』、『第14号議案 財産の譲与について』、『第15号議案 財産の無償貸付について』、『第16号議案 財産の無償貸付について』、『第17号議案 財産の無償貸付について』を一括して議題とします。理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

福谷委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第13号議案 財産の譲渡について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

福谷委員長 次に第14号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第 14 号議案 財産の譲渡について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

福谷委員長 次に第 15 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第 15 号議案 財産の無償貸付について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

福谷委員長 次に第 16 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第 16 号議案 財産の無償貸付について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

福谷委員長 次に第 17 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『第 17 号議案 財産の無償貸付について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決

---

福谷委員長      ここで、議事の進行上、小休止、再開は午後 1 時からとしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

小 休    11：54～13：00

---

福谷委員長      小休前に引き続き、再開をいたします。

---

陳情第 4 号    地方交付税交付金の増額を求める意見書を国へ送付することを求める陳情書

---

福谷委員長      続きまして、陳情の審査に入りたいと思います。『陳情第 4 号 地方交付税交付金の増額を求める意見書を国へ送付することを求める陳情書』を議題といたします。まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。

【事務局 朗読】

福谷委員長      この件に対する理事者の見解がありましたらお願いをいたします。山崎財政課長。

---

【理事者見解 山崎 財政課長】

山崎 課長      財政課の山崎でございます。それでは、本陳情に対する見解を申し上げます。

南海トラフ地震は広域的かつ甚大な被害をもたらすことが予測されている大規模災害であり、その対策の必要性は、市としても十分認識し、各種施策を実施しておるところでございます。国においては、自治体が実施する防災・減災対策について、ハード面では地震対策事業等に対して緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止事業債、対策事業債などを、ソフト面では南海トラフ地震、津波を想定した防災訓練など、財政的に支援する枠組みとして地方交付税措置がなされており、地方にとっては重要な財源として活用されております。

そこで、防災・減災対策については徳島県市長会、四国市長会を通じて、令和 6 年 6 月 12 日の全国市長会において、国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議が決定されており、そのうち、令和 7 年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き、防災、減災対策を充実、強化させることが必要であるため、制度の継続を求めるとともに、対象事業を拡大するなどの地方財政措置の拡充を図ることなどを国に求めています。

今後とも、南海トラフ地震対策をはじめとする防災・減災対策を推進していくため、地方交付税制度の充実はもとより、大規模災害時における命の道として欠かせない高規格道路の整備、推進などについて、総務省、国土交通省、財務省など国に対し、県や他の市町村とも連携し、要望を行ってまいります。以上、見解とさせていただきます。

---

福谷委員長 委員の御意見を受けたいと思います。御意見ありませんか。星加委員。

星加 委員 ただいま、理事者からの見解がされております、地方交付税、交付金の増額を求める意見書ってということで、南海トラフの甚大な被害をもたらすという、この文面に関しては、地方交付税を増やしていただいていいかと思うんですが、今、阿南市におきましては行財政改革ということが言われております。その中で、この一文のところ、「また」から「役所職員の増員が不可欠と考える。」ということで、増員するということですね。これはやはり、この文面は私はちょっと反対させていただきますが、大筋の交付金の増額ってということに対しては賛成させていただく。この文面だけ、ちょっと反対です。

福谷委員長 山崎委員。

山崎 委員 交付税の増額ということは、もうわれわれがいつも国に向いてお願いしている内容ですので、私は趣旨採択でいいのではないかと思います。意見書でなくて趣旨だけ採択させていただく、そういうふうをお願いしたいなと思います。

福谷委員長 星加委員。

星加 委員 そういうふうな意味で申し上げましたので、ありがとうございます。

福谷委員長 趣旨の採択ということでよろしいですか。  
ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

福谷委員長 小休します。

---

小 休 13:06～13:06

---

福谷委員長 再開をいたします。  
趣旨採択との御意見がございますので、まず趣旨採択とすることについての挙手採決をいたします。  
本陳情について趣旨採択とすることについて賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

福谷委員長 挙手多数であります。よって、本陳情は趣旨採択とすることに決しました。  
小休します。

---

小 休 13:07～13:07

---

福谷委員長 再開いたします。失礼をいたしました。  
挙手多数であります。よって、本陳情は地方交付税交付金の増額を求める意見書を国へ送付することを求める陳情書の趣旨を採択とすることに決しました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 択  
挙 手 多 数 ・ 趣 旨 採 択

---

福谷委員長 以上で総務委員会に付託されました案件の審査が終了しました。

---

#### 一 般 質 問

---

福谷委員長 これから一般質問に入りますが、先日の全員協議会で協議したことを確認させていただきます。質問通告一つにつき3回まで質問できること、また、通告のない質問はできません。よろしくお願いいたします。  
本会議の所管に係る一般的な事項についての質問をお受けしたいと思います。通告がありますので、順次指名いたします。荒谷委員。

荒谷 委員 それでは通告をさせていただいておりますので、質問をいたしたいと思います。

まずもって、来年度の機構改革、組織改革ですか、そういったことの取組についてお伺いしたいと思います。企画政策課になると思いますが、庁内各課の事業、業務は、4、5年前に比べて非常に増えてきているというのが現状でございます。国からいろいろな事業が下りてきて、県に下りて、そして最後は市のほうで全てを賄うということで、細かく事業内容がなってるわけございまして、今までの事業、業務と全く幅が広がってきておるのが現状であると思っております。そういった中で、非常に事業内容といたしましたら、各課、例えば1階であるとか、それぞれの課で非常に大変な事業を請け負っていらっしゃるということでございます。私もよく、時間外で電話をさせていただいたんですが、夜の7時過ぎても職員が対応し、電話に出ていただけるというような課もございまして、私が電話するのも悪いんですけども、そういうふうに、非常に職員は、各事業に対して頑張っているというのが、本当に頭が下がるような思いでござ

います。

そういった中で、事業内容が多いわけですので、非常に職員自体がストレスを抱えておるといのが現状でないかなと感じておるところであります。特に4、5年前からマイナンバーカードですね、その申請、交付担当課っていうのが非常に大変な事業内容になってるんじゃないかと思っておるところでございます。

例えば、申請してきたら、また交付をしますよね。今まで別に、外部からの担当の方がおいでたんですけども、非常にそういったことも含めて、窓口業務もあるし、そしてまたマイナンバーカードもせないかんし、また電話もかかってくるし。そういうふうな、何もかも引き受けているのが現状でないかなと思っております。

そういった中で、職員の方々も一生懸命しておりますけれども、精神的なものとか、ストレスを抱えて仕事をしなきゃいけないということが、非常に見受けられるということでございますので、その点も十分にこれからの機構改革の中で、各課、そしてまた企画のほうとかと連携して行けるような方策、方法を取っていただきたいというのが一つでございます。

そしてまた、今後、他市の状況っていうのがどういうふうなことであるのかということも含めて、これからの連携についてお聞きをいたしたいと思います。

福谷委員長      七條企画政策課長。

七條 課長      企画政策課、七條です。荒谷委員の御質問について、市役所内の各課の業務負荷についての質問につきまして御答弁申し上げます。

行政組織機構及び文書事務の見直しにつきましては、例年10月から11月までの間に、市役所全課を対象としてのヒアリング調査を実施しております。各課の現行の課題、また次年度の事業計画に基づく組織構造や文書事務の最適化に関する意見や提案を企画政策課と人事課、両課合同で聴取しております。

今年度におきましても、来年度の事業計画を見据えた現状の課題や改善提案が19の課から寄せられており、現在、意見を取りまとめ、新年度に向けた組織機構の見直し案を策定しているところであります。

委員さん言っていたマイナンバーカード関連業務につきましても、市民生活課を対象としたヒアリングにより、マイナ保険証の導入に伴う問い合わせ等の増加や、福祉施設等への出張申請受付の開始など、令和7年度以降においても業務の増加が見込まれることも把握しておるところでございます。

また、現在、策定に向けて検討を進めております新たな行財政改革プランにおきましても、その柱の一つに組織、人員体制の最適化を掲げ、効率的な組織体制の転換に取り組むと同時に、今後の本市を担う人材の確保、育成、さらには職員の働き方改革も強力に推進していく所存であります。

荒谷委員御指摘の多忙な課の仕事を分担、連携することにつきましては、これまでも危機管理課や野球のまち推進課等の業務には、兼務辞令により人員の確保を図っており、また、新型コロナ対策など、突発的な業務の発生には課内室の設置等を行っております。加えて、一時的なイベントの際には所管課から他課への動員要請を行うなど、迅速、柔軟な対応をしてきたところではございます。

なお、他市の取り組みの事例といたしましては、さいたま市桜区役所の職員みんながサポーター制度とか、奈良県吉野町役場のヘルプグループといった取り組みがあり、業務が忙しい、人手が足りないと困っている課があれば、課の枠を超えて庁内全体で業務のサポートを行うことを制度化しておりますので、本市としましては調査、研究をしてまいりたいと考えております。

今後とも、令和7年度組織機構改革に向け、DXの推進を通じた行政手続きのオンライン化をはじめ、現場職員の生の声に基づく提案等についても積極的に検討しながら、組織、人員体制の最適化につなげてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 荒谷委員。

荒谷 委員 ありがとうございます。丁寧なお答えをいただきました。

令和6年4月から新入職員が入って来られたとき、1階のフロアに皆、最初は配置するという形を取っておられるんですが、やはり何年かおられた方はまた人事異動で変わられるということで、また新しい方が入ってきたら、また一からまた教えるというような悪循環っていうか、そういうふうなことが非常に多く、今回見受けられたと思います。そして、2年ぐらいいおったらまた帰ってくるというような形で。

やはりそのマイナンバーカードに精通した方っていうのが、やっぱり必要ではないかなと思うわけなんですけれども、やはりこれから国のほうの、マイナンバーカードとしたら図書カードをひもづけしたり、いろいろなひもづけ事業がこれから起こってくると思うんですけれどもね、それに対応できるような、やっぱりマイナンバーカード交付の特別の室っていうのをやっぱり設けなければ、今持ってるマイナンバーカードは10年で更新するわけです。子どもの場合は18歳以下は5年で更新という形になっておるわけなんですよね。だから、やはり交付申請、交付がいつも起こってるわけなんですよね。だから、交付をしながら窓口業務をするというような、本当に何もかも、今までやってきた事業が非常に膨らんできているわけなんですよね。

だから、これから先を見据えて、やはりきちんとした、その室みたいな場所を設けないと、やっぱり悪循環になるわけなんですよね。大体、人事異動は2、3年したら変わる、が今まで普通なことだったんですけれども、やはりまた変わってきたら、また一から教える。また変わってきたらまた一から教える。そういうふうな形の悪循環が生じている。各課もそうだろうと思うんですけれども、それが現状なんですよね。

だから、やっぱり職員がストレスを感じない、働きやすい職場っていうことが一番で、市民が来た場合に笑顔で接することができる、そういうふうな対応ができるような、すみ分けっていうのを、やっぱりきちんとすべきだと私は思っているわけでございます。

次々に若い方々が、子育てしながらやっぱり業務に励んでるわけなんですよね。だからそのところも汲んでいただき、そして、やっぱり職場で頑張ってるしゃる職員の声にも、応えていかなければいけないんじゃないかなと、私自身はそういうふうには思っております。

マイナンバーカードに限らず、土木のほうも、現場にすぐに足を運んでいただいて、本当の市民の声を聞いて。それ、終わってからまた業務をす

るわけなんですよ。だから非常に忙しい課もたくさんございます。そこだけではないんですけれどもね。そういった、やっぱりきちんとした機構改革、それをきちんとしていただきたいということでお願いをいたしたいと思います。

それで、私からの、もうこれ要望にしておきますけれども、やはりマイナンバーカード室を、今までなさってた外部の方もおいでるんですけれども、そういうふうな室を設けて、そして職員が働きやすい職場づくりというのをやっぱり作っていただけたということが一番ではないかと考えておりますので、そこら辺、そのところはお答えは要りません。要望といたしたいと考えておりますので、十分に、来年のこの機構改革に向けて取り組んでいただきたいとお願いいたします。以上でございます。

福谷委員長      ありがとうございます。

委員の皆さんに、発言の時間っていうのが20分で表示されるようになってます。あと、残り10分ということですから、20分という分については、これは申し上げませんでしたけれども、その中で自分の質問をまとめていただけますよう、よろしく願いいたします。

では、続いて星加委員。

星加 委員      私は行財政改革について人事課に御質問をいたします。

12月10日の本会議で、行財政改革について質問をさせていただきました。そして、御答弁を頂戴いたしました。私はスピード感のない御答弁であったと思っています。

そこで、私は保育所の給食調理員の人数が、私立と公立とでかなりの違いがあるということを提言とさせて申し上げました。エクセレント羽ノ浦こども園、202食で給食調理員が、正規2人、5時間パート2人。そして岩脇こどもセンター。164食で給食調理員、正規2人、会計年度任用職員、7時間30分5人で計7人であるということで、これを見ておりましたら、テレビでこれを見ていた方から「同じ献立でなぜこれだけ人数が要るのか」、また「税金の無駄遣いでないか」というようなことの指摘がございました。

それ以後、私が調べてみましたら、岩脇こどもセンターは、去年は6名であって、今年度、正規職員が1名増員したとお聞きをいたしましたが、本当にそうなのでしょうか。なぜ増員したのかをお伺いいたします。

そして、他の保育所を個別に、今津と平島についても給食調理員数について調べさせていただきました。今津こどもセンター、令和4年度、幼児数が66名、給食調理員が3名、このうちの正規職員1人、会計年度任用職員が2名ということです。令和5年度、幼児数74名で給食調理員が3名、これも正規がお一人で、会計年度任用職員が、7時間30分がお二人。

令和6年度は、幼児数が83名になりまして、給食調理員が4名、正規職員1人、会計年度任用職員が3名ということなんです。それで、令和6年度、なぜ増員したんでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

平島こどもセンターですが、令和4年度幼児数149名、給食調理員が9名で、正規職員が、お二人で、会計年度任用職員が7名ということです。そして令和5年度の幼児数が142名で、給食調理員が9名、正規職員お二人、会計年度が7名。令和6年度、これは幼児数が137名なんです、くるみ保育所の給食をいたしておりますので、76名加えまして213名。

それでも正規職員がお二人、再任用職員がお一人、会計年度任用職員が6名ということで、9名となっております。

こういうふうなことをどういうふうに考えているのか。くるみが増えたのに人数は同じということなんですが、それはなぜなのかお答えをいただきたいと思います。

次に、会計年度任用職員の現在、平均的な年収はお一人おいくらなのか。その点についても伺いをさせていただきます。

次に、物価高騰対策給付金事業のアンケートについてでございます。物価高騰対策給付金事業のアンケートは2,000世帯行われたといわれておりました。回答もいただいております。そのアンケートについて、1世帯2通のアンケート用紙が送られた世帯があるとの話をお聞きいたしました。配達されたのは同一日でなく、日が変わってもう1通来たそうでございます。また、世帯分離はしていないとの話でしたが、アンケートはどのような方法や方式で行われたのでしょうか。伺いをいたします。

その2点でございます。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 星加委員さんの、行財政改革についての御質問に順を追ってお答えいたします。

岩脇こどもセンターが令和5年度から6年度にかけて正規職員が増えた理由でございますが、岩脇こどもセンターは0歳児から5歳児までの児童をお預かりしている市内で2番目に大きい規模の園であり、離乳食、アレルギー対応をはじめ、子ども1人1人へ多様かつ細やかなニーズに対応する必要があります。こうした認識のもと、今年度の人事異動に関しまして、若手職員の人材育成の観点も含め、保育所、こどもセンター全体の配置検討の中で1人増員としているところでございます。

続いて、二つ目の今津こどもセンターの増員に関する御質問についてでございますが、今津こどもセンターですが、令和6年10月1日現在では給食調理員は4人、内訳は正規職員1人、会計年度任用職員3人となっております。なお、会計年度任用職員のうち1人はこども課付としており、今津こどもセンターを拠点として複数園の勤務となっていることから、人数が増えているものでございます。

三つ目の食数が減っても職員数は同じなのかという御質問だったかと思いますが、児童数、いわゆる給食の提供数が減少することで職員数も減ることが基本ではございますが、本市の現在19ある保育所、こどもセンターでは、園の規模はさまざま、給食調理員1人の配置としている園もあることから、必ずしも児童数、いわゆる食数に連動して職員数が減るという状況ではございません。しかしながら、日々の業務方法の改善や勤務形態の見直しなどにより、職員数の適正化を今後とも図ってまいりたいと考えております。

最後に、会計年度任用職員の一般的な人件費ですが、市が負担する負担金も含めまして、平均的な金額で申し上げますと、1人当たり350万円となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

福谷委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 秘書広報課、横手でございます。

物価高騰対策支援給付金アンケートにつきましては、阿南市物価高騰対策支援給付金に係る実態調査実施要領に基づき、保有個人情報目的外利用協議や電算処理依頼など、所定の手続きを経て実施いたしました。

調査対象者は、阿南市物価高騰対策支援給付金の給付対象者、つまり令和5年12月1日に本市の住民基本台帳に登録のある世帯主であり、かつ本年7月1日に本市の住民基本台帳に登録のある世帯主でございまして、当該調査対象者の中から無作為抽出した2,000人の世帯主に対し、市役所の茶封筒に封入したアンケート調査票を、8月20日に郵送しました。従いまして、アンケート調査票は、8月22日頃に無作為抽出により選ばれた2,000人の世帯主の方に届いたものと存じます。

アンケート実施担当課である秘書広報課では、無作為抽出された名簿データをもとに、宛名のラベル印刷をし、当該宛名ラベルと名簿データを全て読み合わせ、確認した上で、2,000部の封筒を郵送いたしましたので、当アンケート調査票が同一人物に届くことはないものと考えております。

なお、給付金アンケートの調査時期の前後において、市役所が郵送によって実施した他のアンケート調査があるかどうか調べたところ、18歳以上の市民3,000人を対象とした総合計画中間見直しに関する市民アンケート及び、商工会議所、商工会の全ての会員1,327人を対象としたデジタル地域通貨に関するアンケートがありましたことから、偶然、違う種類のアンケートが同時期に届いた可能性は否定できないものと考えております。このようなことから、物価高騰対策支援給付金に係るアンケート調査が同じ方に2通届くことはないものと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

物価高騰対策給付金に対するアンケートでございますが、今後、さまざまなアンケートも実施していくと思われれます。それで、こういうふうに、これはお訴えがあったわけでございますので申し上げたわけですが、こういうふうなことも考えながらアンケートをしていただくということを申し上げまして、このことにつきましては終わらせていただきます。

次に会計年度任用職員についてと、給食関係についてでございますが、今、会計年度任用職員さんは年間350万円、平均的であるとおっしゃられておりました。会計年度任用職員ですが、正規職員は、それは当然、雇用してるわけですから、どこの調理場に行くかっていうことは、それは市が決めることであります。会計年度任用職員についても、現場がいつてきたから人を配置するということではなく、実際の動線を現場で、知ってる人が考えて仕事をしていくということが必要だと思います。

そして、私が申したいのは、民間にできて自治体職員ができないということでは、これは困ると思います。安心・安全で食中毒を起こさない、アレルギー対策をやっていく、それから離乳食をやっていくっていうことは、これはエクセレント羽ノ浦こども園も、岩脇こどもセンターも全く同じでございます。その中で、全く同じ献立を採用してるわけでございますね。その全く同じ献立をやっておりまして、これだけ人数が違うということに

対して疑問符を申しまして、私はこの前、こういうふうな事例がありますよということを本会議で申し上げさせていただきました。

その後、私が会計年度任用職員さんにつきまして聞き取りを行ったお話でございます。保育所給食は昼1食である。給食を食べる時間はお昼1食であります。そして、手作りおやつは週1回であります。毎日おやつは出るんですが、手作りおやつは週1回だとお聞きをいたしております。他の日は、おやつは出しておりますが、ヨーグルトであるとか、ゼリーであるとか、そういうふうなものを出しているのが現状だそうです。

そして、昼食を食べてから、午後は7名ですね。これ、岩脇のことを申し上げてるんですが、7名の給食調理員がどうしてるかって申しましたら、食器を洗いまして、そのあとは仕事を探してるような状態だというお話をお聞きいたしました。全員が7時間30分必要でなく、忙しい時間帯のみ人を雇用すればいいと思うんですが、なぜ、給食の会計年度任用職員は7時間30分なのか、これに私、疑問があるというお話を、現場の方からお聞きをいたしました。

今年9月に、市全体の会計年度任用職員の人数を調べさせていただきました。9月の時点ですね。会計年度任用職員の全体数は706名でした。そのうち65歳以上の会計年度任用職員数が110人で、15.6%でございました。会計年度任用職員の全体が、平均年収が350万円。これは、実際に安いのか、高いかっていいましたら、働き方改革でそういうふうにしておりますので、それは適正であると考えております。そして、これをいつまでも700人以上雇うことになると、年間の24億7,000万円という数字でございます。

何か、ずっとこういうふうに私が指摘した一つの給食調理員だけを見ましても、民間でしたらきちんと、民間が、それが人数が多いか少ないかっていうこと、それから自治体の職員が多いか少ないかっていうことは、きちんと市役所の中で精査をしていただきたいわけです。同じ仕事をしてるわけです。何か危機感がなく、行革が生ぬるいと感じております。

市長、今こそ行財政改革を、スピード感を持って断行すべきです。ここで一つの言葉がございます。副市長さん、市長さんだったら十分分かっておられると思います。上意下達。これは官庁や会社、団体などで、上司の意思を部下や下の組織に伝えてやってもらうことなんですね。こういうふうな言葉がございます。御存知と思いますが申し上げさせていただきました。今こそ、市長自らがリーダーシップを発揮していただきたいと思います。そして、令和7年度の予算にその行政改革の意気込みを見せてください。御期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

福谷委員長      続いて、水谷委員。

水谷 委員      4問、通告させていただいておりますので、一問一答でお願いしたいと思います。

一つ目。長期債券購入の事務手続きについてお伺いいたします。今、問題となっている、令和2年度から令和4年度に購入した債券購入と売却に係る決裁書類に、当時の首長の決裁印はありましたでしょうか。また、個々の債券の購入、売却するための首長からの通知記録や、支出命令書は残っていますか。お願いします。

福谷委員長 岐会計課長。

岐 課長 長期債券購入の事務手続きについて、順を追ってお答えいたします。まず、令和２年度から令和４年度に購入した債券の購入と売却に係る決裁書類に、当時の首長の決裁印はあるのかとのお尋ねですが、債券の購入と売却に係る保有資産管理台帳には、市長の決裁はございません。

次に、個々の債券の購入、売却するための首長からの通知記録や支出命令書は残っているのかとのお尋ねですが、通知記録や支出命令書はございません。以上でお答えといたします。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

では、２問目にいきます。阿南市会計規則についてお伺いします。阿南市会計規則の第３節、基金、手続きの準用、第１４６条についてお伺いします。基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、公有財産、もしくは物品の管理及び処分または債券の管理については、第２章、第３章、第５章及び前２節の規定を準用すると記載されています。第２章、第３章、第５章及び前２節の規定を準用する、この意味をお教えてください。

福谷委員長 岐会計課長。

岐 課長 阿南市会計規則の第１４６条に記載されております「第２章、第３章、第５章及び前２節の規定を準用する。」の意味についてのお尋ねですが、阿南市会計規則の第２章には歳計現金の収入について、第３章には歳計現金の支出について、第５章には指定金融機関等について、前２節には物品及び債券について、それぞれの事務手続きや公金の管理に関すること等が記載されております。

第１４６条に記載されています基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、公有財産、もしくは物品の管理及び処分または債券の管理について、その収支等の手続きを行う際には、第２章、第３章、第５章及び前２節の規定を準用することになっております。以上でお答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

では、続きまして３問目、地方自治法１４９条についてお伺いします。１４９条に記載されている地方公共団体の長の担当事務について教えてください。

福谷委員長 岐会計課長。

岐 課長 次に、地方自治法第１４９条に記載されている地方公共団体の長の担当事務についてお答えいたします。地方自治法第１４９条には、普通地方公共団体の担当事務として、一、普通公共団体の議会の議決を経べき事件に

つきその議案を提出すること。二、予算を調製し、及びこれを執行すること。三、地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。四、決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。五、会計を監督すること。六、財産を取得し、管理し、及び処分すること。七、公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。八、証書及び公文書類を保管すること。九、前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行することが定められております。以上でお答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。普通地方公共団体の長の担任事務には、議場で平井副市長も申されておりましたが、会計を監督すること、があるのがよく分かりました。また、財産を取得し、管理し、及び処分すること、があるのも分かりました。

地方自治法149条について、逐条地方自治法の解釈及び運用には、149条第6号、財産を取得し、管理し、及び処分すること、の財産とは公有財産、物品、債券及び基金の全てを総称するとあります。また、基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するのではなく、基金の運用自体は普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は長の決定した運用方針に従って現金及び有価証券の出納保管のみを行うこととなるわけである、と記載があります。地方自治法は憲法第92条の、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づき、法律でこれを定める、との規定に基づいております。

そこで質問いたします。地方自治法は、私たち日本国民が守るべき法であり、逐条地方自治法は地方自治法の条文を解説し、その意義を明らかにするという認識でよろしいでしょうか。

福谷委員長 岐会計課長。

岐 課長 地方自治法は国民が守るべき法であり、逐条地方自治法は地方自治法の条文を解説し、その意義を明らかにするものという認識でよいでしょうかとのお尋ねですが、「新版逐条地方自治法第9次改訂版」によると、「旧版逐条地方自治法」には「地方自治法の運用は、今日では旧時代のごとくに単純ではあり得ず、その各項目に、微に入り細にわたっての検討はもとより、他の法制との関連における統一的な解明が進められ、実地に応用さるべき理論と技術の究明が強く要求されている。この新版の逐条地方自治法では、このような要求に応じる意図のもとに、全文の逐条にわたる解説を試みようとしたものである。」と新版逐条地方自治法が作られた背景や目的が書かれております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

では4問目にいきます。地方自治法170条についてお伺いします。170条に記載されている会計管理者の会計事務は何か教えてください。

福谷委員長 岐会計課長。

岐 課長 次に、地方自治法第170条に記載されている会計管理者の会計事務についてのお尋ねですが、地方自治法第170条には、会計管理者の職務権限といたしまして、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除きまして、一、現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。二、小切手を振り出すこと。三、有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。四、物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。五、現金及び財産の記録管理を行うこと。六、支出負担行為に関する確認を行うこと。七、決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出することと定められております。以上で答えとさせていただきます。

福谷委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。会計管理者の職務権限に有価証券、公有財産、または基金に属するものを含む、の出納及び保管を行うこと、があるのが分かりました。

地方自治法170条について、逐条地方自治法の運用には、会計管理者は基金に属する現金、有価証券及び動産についても、その出納及び保管を行うのであるが、このことは基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するものではない。すなわち、基金の運用自体は財産の管理権者たる地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は長の決定した運用方針に従い、その命令、または通知に基づいて、現金、有価証券及び動産の出納保管のみを行うものであることに注意が必要である、と記載があります。

先ほどと同じ質問、地方自治法は私たちが、日本国民が守るべき法であり、逐条地方自治法は、地方自治法の条文を解説し、その意義を明らかにするものという認識でよろしいでしょうかと聞こうと思いましたが、先ほどと同じ答弁になるかと思いますのでこれで終わります。以上です。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 1問だけ、質問をさせていただきます。阿南市職員労働組合連合会の組合費の振込手数料についてお伺いをいたします。

これは本会議におきまして、職員団体の組合費を振り込む際の手数料は総務省からの指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について、の通知によりまして、公金収納等事務に係る経費負担を見直すよう通知されたことから、本市では本年10月1日以降、公金を振込する際の手数料が有料となっておりまして、手数料は市のほうで負担しておるということでございます。

また、法律で決められている所得税や、条例で定められました徳島県市町村互助会の掛け金等と同じように、職員団体の組合費を給与から控除する事務を市が行っていることについては、これは十分理解できております。

そこで質問をいたします。振り込む際の手数料はいくらかかっているのでしょうか。もう一つ、組合費を振り込む際の振込手数料を10月以降、市が負担していることについてどのように考えておりますか。お伺いをい

たします。以上です。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 組合費の振込手数料に関するお尋ねについてお答えいたします。

職員団体の組合費は、組合費だけを単独で振込しているのではなく、部長会や課長会等の会費のほか、各課や各地域の職員で構成される親睦会費、また、職員の一斉積立金や預金等の職員の福利厚生に係る費用と合わせ、一括して阿南市職員労働組合連合会へ振込をしております。振込手数料は、有料化された本年10月1日から、その合計額に対し、市全体で毎月110円の手数料がかかっております。

従いまして、例えば今年度の10月から3月までの半年間で見ますと、給料6カ月分と期末勤勉手当の1回分で、計7回分の振込手数料を予定しており、市全体としての負担額は770円となる見込みです。

職員団体の組合費と職員の福利厚生に係る費用を一括して振込していることから、福利厚生の一環として市の負担としておりましたが、本議会での御質問のあと、阿南市職員労働組合連合会と組合費の振込手数料の負担について協議を行った結果、既に本市が負担している手数料を含め、阿南市職員労働組合連合会が負担することとなりました。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。よく分かりました。

市が負担していた費用については、今後、組合のほうで負担するということ。今後、負担するということでありますので、市の負担はその分、幾分か少なくなると。

福谷委員長 770円、10月からやけんね。少なくなります。

住友進一委員 少なくなるということやね。了解いたしました。ありがとうございます。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 一般質問は一つです。内容的に一つですが、六つほどありますので、続けて質問をさせていただきます。

泡消火薬剤についての質問です。まず、火災や訓練時における使用について、今までとか、ありましたら教えてください。

また、泡消火薬剤はどのような火災で使用するのか教えてください。

また、次に、今、市が積載している薬剤の成分について、何ですか。教えてください。

次に、令和6年に入れ替えたときの金額、泡消火薬剤の金額を教えてください。

また、仮に使用したあとの処分について、薬剤処理について教えてください。

それと、6番目には、泡消火薬剤を所有している事業者のうち、PFO

Sを含む消火剤を所有している事業者はいくつありますか。指導はどのようにされていますか。

続けてお聞きいたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

福谷委員長 桑田第二消防課長。

桑田 課長 第二消防課の桑田です。佐々木委員の、P F O Sを含む泡消火薬剤に関する御質問に、順を追って御答弁いたします。

初めに、火災訓練時の使用量についての御質問でございますが、本市においてP F O Sを含む泡消火薬剤につきましては、これまで購入を含め、使用したことはございません。

次に、どのような火災で泡消火薬剤を使用するのか、との御質問につきましては、本市は石油コンビナート等、特別防災区域に指定されており、危険物火災時には泡消火薬剤を発泡させ、全体を覆い、空気の遮断や冷却等による消火活動時に使用することとなっております。

次に、今、消防本部で積載している薬剤の成分についての御質問につきましては、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令に適合した天然たんばく質を加水分解したものを主成分とし、界面活性剤を添加したものとなっております。

次に、令和6年に入れ替えたときの金額についての御質問でございますが、令和6年1月に大型化学車の泡消火薬剤2,000リットルの入れ替えを行っており、金額については、古い消火薬剤の処分費等を含め327万8,000円となっております。

次に、もしP F O Sを含む泡消火薬剤を使用したときの処分についての御質問でございますが、未使用のものは廃棄物処理法並びにP F O S及びP F O A含有廃棄物の処分に関する技術的留意事項に従い、適切に処理いたします。

御質問の使用したあとの処分につきましては、危険物施設につきましては、施設の構造について法令等で定められており、有害物質等が河川や土壌に流出しないよう、床面がコンクリート構造等になっているほか、側溝等を敷設し、外部に流出しない構造となっております。敷地内にとどまっている泡消火薬剤を回収し、廃棄物処理業者に廃棄依頼することとなっております。

次に、泡消火薬剤を所有する事業者のうち、P F O Sを含む泡消火薬剤を所有している事業者はいくつありますか、また所有している事業者に対し、どのような指導をされていますかとの質問でございますが、泡消火薬剤を所有する16事業者のうち11事業者が、現在、P F O Sを含む泡消火薬剤を所有しており、所有者に対しての指導につきましては、環境省や消防庁からの交換等についてのパンフレットの配布等や、消防本部が定期的に実施しています立ち入り検査時に、交換について口頭指導を行っているところでございます。

P F O Sが公共用水域に多量に排出されることはありませんが、今後、人の健康、もしくは生活環境にかかわる被害が生じる恐れがある物質であることを十分認識してもらうなど、P F O Sの危険性について指導等の徹底を図るほか、P F O Sを含む泡消火薬剤を使用する火災を起こさないよう、火災予防についても併せて行うことといたします。以上、御答弁いたします。

福谷委員長 佐々木委員。

佐々木委員 阿南市消防では、今まで全く使っていないと、買ってもないということで、それは一つ安心なんですが、16業者のうち11業者が所有していると、P F O Sを含む消火薬剤を所有しているということで、今後、火災によっては使われる可能性も、それはありますよね。

そこで、それは今のところは法律的にも別に禁止されたものでも何でもなく、有効なものとして開発されたものだとは思いますが、そして所有されていると。一般市民感覚でお尋ねをさらにするのですが、その泡消火薬剤を所有している事業所で建物火災などが発生した場合、泡消火薬剤というのは使用されたりするのでしょうか。消火はどのようにされますか。

福谷委員長 桑田第二消防課長。

桑田 課長 佐々木委員さんからの御再問に御答弁いたします。

危険物施設であり、泡消火薬剤設備を有するセルフ給油のガソリンスタンドの敷地内であっても、事務所内のみが延焼している場合等は、直接的に石油が燃えていないことから、水を用いての冷却消火を行います。その火災の中で、延焼する対象物によって泡消火、もしくは水消火、どちらが有効であるかを現場活動する消防隊が個々の火災状況を判断し、消火に努めているところでございます。以上、御答弁いたします。

佐々木委員 御答弁ありがとうございます。

建物だけで、これは水で消せるっていうときは水。ただ、やっぱりこれは危ない、セルフガソリンスタンド、ガソリンが下に入っている、こういうときには使わざるを得ないかもしれない。それは、原因とか、どういう状況で発生するかっていうのは分かりませんが、その利用者や市民も、常にそういうことも知っておいて、火災をとにかく起こさない。ここにはあるかもしれないっていうことも頭に置いておくのも、一つ大事かと思います。今後は消防署のほうも事業者への指導、また市民への周知っていうのをよろしく願いいたします。以上です。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。三つ質問があります。

一つ目です。令和6年度阿南市職員採用（後期）第一次試験結果にて、初級土木技術と職務経験者枠（土木技術職）と、機械技術の三つの採用枠が該当者なしとなっておりました。この該当者なしとはどのような意味なのでしょう。言葉の背景やどういった状況だったのかを教えてください。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 職員採用試験に関する御質問にお答えいたします。

ホームページに掲載しております職員採用試験結果の該当者なしという表記につきましては、受験者のうち、合格の基準を満たす者がいなかった場合、または募集に対して申込者がなかった場合に該当者なしと表記をし

ております。

委員御質問の職員採用（後期）第一次試験結果における初級土木技術、職務経験者枠（土木技術職）、機械技術の区分につきましては申込者がいなかったため、該当者なしと記載をしております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 募集したけれども人が来なかったと、そういうふうな認識として受け止めました。一つ目を終わります。

二つ目の質問です。令和6年度阿南市職員採用（後期）第二次試験結果にて、運転技師（清掃）が2名採用されております。ごみ収集車の運転手だと思いますが、今回、なぜ2名必要だったのでしょうか。理由を教えてください。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 運転技師（清掃）の採用者がなぜ2名なのかという御質問にお答えいたします。

令和6年度職員採用（後期）第二次試験において、運転技師（清掃）の区分において、なぜ採用が2名なのかとの御質問ですが、本市における職員を採用する際の基本的な考え方として、市民サービスの低下を招くことのないよう、一定の必要な人員を確保すべく、複数年にわたる退職者数を丁寧に見通しながら、平準化して職員採用をしております。そうすることで、若手職員から経験、知識を有する60歳以降の職員まで、均衡の取れた適正な人員体制を整備しております。

こうしたことから運転技師、清掃区分の採用につきましては、運転技師が令和5年度末で2名が退職していること、また、今後の退職者見込み数や年齢構成等を勘案したうえで、今年度は採用予定者数を2名とし、募集を行った結果、2名の合格者を決定したものでございます。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員 背景、そして考え方等々が分かりました。この質問に関しては終わりたいと思います。

最後の質問といたします。先ほどの質問は運転技師（清掃）について伺いました。また、その方とは別に運転技師を1名採用されております。この運転技師とはこういった仕事内容なのかを教えてください。

福谷委員長 安富人事課長。

安富 課長 運転技師の職務内容に関する御質問ですが、職務の内容といたしましては市長車や議長車、マイクロバス等の公用車の運転業務に主に従事することとなっております。以上、お答えとさせていただきます。

福谷委員長 広浦委員。

広浦 委員      ありがとうございます。公用車の運転をするということによろしいでしょうかね。そう受け止めました。

再問いたします。この運転技師にはどのような資格が必要なのでしょう  
か。教えてください。

福谷委員長      安富人事課長。

安富 課長      運転技師における資格ですが、大型自動車免許を有する者としております。また、受験資格といたしましては、今年度の採用をする際には、令和  
6年4月1日現在で35歳未満の方で、学校教育法による4年制大学にお  
いて2年を超えて在籍した者以外の者となっております。以上、お答えと  
させていただきます。

福谷委員長      広浦委員。

広浦 委員      ありがとうございました。

車を運転されるので大型自動車免許、あと35歳未満、あともう一つの  
資格がちょっと分からなかったんですけども、いくつかの基準がある  
ということが分かりました。

最後、これに関して再々問を行います。市の採用情報を見ていると、  
ほかにも南部健康運動公園グラウンドキーパー、道路維持作業員、女性支  
援相談員、人権ふれあい子ども会指導員、教育集会所業務員、教育集会所  
活動支援員、学校教育支援員、ICT支援員、学校図書館サポーターとい  
った方々を現在募集していることが伺えます。中を見ると、経験や資格の  
有無が応募資格であり、専門性が求められております。これらの職種は全  
て会計年度任用職員としての募集ですが、運転技師については市の職員と  
して採用されております。

最後の質問となりますが、運転技師を会計年度任用職員ではなく職員と  
して採用する理由を教えてください。

福谷委員長      小休します。

---

小 休   14:12～14:15

---

福谷委員長      再開をいたします。  
安富人事課長。

安富 課長      広浦委員さんの御質問にお答えいたします。  
会計年度任用職員ではなく正規職員を雇う理由といたしまして、会計年  
度任用職員ではなく継続して任務に当たることによってスキルが上がるとともに、  
将来的な業務の必要性も考えまして、今年度の採用としております。以上、  
お答えとさせていただきます。

福谷委員長      ありがとうございました。

これで所管に係る一般質問を終了いたします。

閉会に当たり市長から御挨拶を受けたいと思います。岩佐市長。

岩佐 市長      本日は総務委員会を開催をしていただきまして、誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。御審議の中でいただきました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営にしっかりと活かしてまいりたいと存じます。本日は誠に世話になりました。ありがとうございました。

福谷委員長      これをもちまして、総務委員会を終了いたします。

委員の皆様はこのあと御協議いただきたいことがございますので、今しばらくこの場でお残りをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

閉 会    14 : 16

---